



鳥取県公報

平成 28 年 9 月 6 日 (火)
第 8 8 3 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (564) (税務課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (565) (東部福祉保健事務所) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (566) (〃) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (567) (〃) 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し (568) (〃) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (569) (西部総合事務所福祉保健局) 3
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (24) (社会教育課) 3
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (情報政策課) 4
	落札者の決定 (病院局総務課) 5

告 示

鳥取県告示第564号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の30第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成28年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
有限会社尾崎石油 代表取締役 尾崎しげ子	鳥取市湖山町東四丁目73	平成28年6月30日

鳥取県告示第565号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年9月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
パナソニックエイジフリー株式会社	パナソニックエイジフリーケアセンター鳥取松並・デイサービス	鳥取市松並町二丁目134	平成28年9月1日	通所介護、短期入所生活介護

鳥取県告示第566号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年9月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
パナソニックエイジフリー株式会社	パナソニックエイジフリーケアセンター鳥取松並・ケアマネジメント	鳥取市松並町二丁目134	平成28年9月1日

鳥取県告示第567号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年9月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
パナソニックエイジフリー株式会社	パナソニックエイジフリーケアセンター鳥取松並・デイサービス	鳥取市松並町二丁目134	平成28年9月1日	介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護

鳥取県告示第568号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年9月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障 害 福 祉 サービスの種類	取消年月日
特定非営利活動法人ほほえみ香房	鳥取市今町二丁目352	ほほえみ香房	鳥取市今町二丁目352	就 労 継 続 支援B型	平成28年8月29日

鳥取県告示第569号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年9月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社フォーリーフ クローバーズ	ケアプランよつば	米子市上福原五丁目1-16	平成28年9月1日

教 育 委 員 会 告 示**鳥取県教育委員会告示第24号**

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年9月6日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
「本でつなぐわたしたちの未来プロジェクト2016」中学生ポップコンテスト審査会	「本でつなぐわたしたちの未来プロジェクト2016」中学生ポップコンテストにおける優秀な作品の選考に関する事項	平成28年9月6日から同年11月30日まで	社会教育課

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年9月6日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成28年10月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者
		平成28年10月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階 執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取情報ハイウェイ通信機器更新に係る設計及び設定業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成28年7月8日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 35,424,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 9 月 6 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 平成 28 年度第 1 回県立中央病院医療機器 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成 28 年 8 月 4 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | エア・ウォーター・メディエイチ株式会社
東京都品川区西五反田二丁目 12-3 |
| 5 落札金額 | 112,490,748 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成 28 年 6 月 17 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課
鳥取市江津 730 |